

令和6年2月29日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会  
会長 高井康之  
(公印省略)

### 医療扶助におけるオンライン資格確認の運用開始について

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

令和5年11月28日付「医療扶助のオンライン資格確認に関するお知らせ」にて、医療扶助のオンライン資格確認等に関してお知らせしましたが、令和6年3月1日から医療扶助におけるオンライン資格確認が開始されることに伴い、医療機関等から福祉事務所等に対して請求される診療報酬（レセプト請求）の運用における留意事項等の周知依頼が厚生労働省より日本医師会を通じて連絡がありました。

(大阪市の運用開始は9月頃の予定です。堺市、吹田市、東大阪市は未実施（運用開始時期未定）です。運用を開始する市町村においても、当面はオンライン資格確認対応可能な患者さんについても「医療券」を併用して発行することです。)

なお、医療扶助におけるオンライン資格確認の助成金につきましては、令和6年度以降も支援が継続されるよう、日本医師会から厚生労働省に重ねて要請しており、詳細が決まり次第、改めてお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

#### ◇医療扶助におけるオンライン資格確認の運用開始について

(令和6年2月26日 厚生労働省社会・援護局保護課 事務連絡)

##### 1. レセプト請求の運用における留意事項

医療扶助におけるオンライン資格確認等システムの運用開始以降は、当該システムを導入する医療機関等（導入医療機関等）は、当該システム上の情報※が原則正しいと判断し、レセプト請求を行ってください。

※ 未委託の医療機関等（生活保護医療非指定医療機関）については、レセプト請求に必要な情報（受給者番号）が表示されない仕様であるため福祉事務所に照会いただく必要があります。

また、福祉事務所において医療保険者等向け中間サーバーに資格情報等の登録を行っていない場合、「該当資格 なし」と表示されるため福祉事務所に照会いただく必要があります。

## 2. 薬剤情報等の閲覧開始について

運用開始に伴い、医療保険と同様に被保護者が持参したマイナンバーカードで受付時に閲覧の同意をしている場合、医療機関等は薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報及び健診情報※の閲覧が可能となります。

※ 処方・調剤情報は、本年4月以降、電子処方箋管理サービスを利用する病院・診療所のみ閲覧できます。

※ 健診情報は、令和6年4月以降に受診した健診情報が閲覧可能となります。

## 3. 医療扶助のオンライン資格確認等導入に伴う業務の流れ及び留意事項について

導入医療機関等の受付担当者や医師等（医師・歯科医師）及び薬剤師向けに、業務の流れや留意事項等を整理している「病院・診療所向けオンライン資格確認等システム運用マニュアル」及び「薬局向けオンライン資格確認等システム運用マニュアル」が医療機関等向け総合ポータルサイト（「手順書・マニュアル」の一覧）に掲載されておりますので、ご確認の上、適宜ご対応をお願いします。

## 4. 医療扶助のオンライン資格確認等導入後のオンライン資格確認等システムの設定変更について

医療扶助のオンライン資格確認等導入に係るシステム改修が完了した医療機関等につきましては、オンライン資格確認等システムの「環境設定情報更新」画面で医療扶助関連項目の「医療扶助情報：利用する」を選択いただくことで医療扶助のオンライン資格確認をご利用いただけます。対応手順は、「オンライン資格確認等システム操作マニュアル（管理者編）」に掲載されておりますので、ご確認の上、ご対応をお願いします。

当該対応を実施することで、厚生労働省が原則月次で更新する医療扶助のオンライン資格確認導入医療機関等のリストに反映されます。

### 【「医療機関等向け総合ポータルサイト」URL】

[https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=oqs\\_csm\\_top](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=oqs_csm_top)

※最新の情報や詳細は上記 URL からご確認ください。

担当事務局：

大阪府医師会

保険医療課（電話 06-6763-7001）

総務課企画室（電話 06-6763-7021）